

児童発達支援・放課後等デイサービス

基準省令の改正について（送迎自動車）  
「ハウデイノトリセツ」の紹介

神戸市福祉局監査指導部



新たに義務付けられた2点〔令和4年12月28日通知〕

- ① 子どもの送迎や施設外活動等のために自動車を運行する場合、**乗降の際に点呼等の方法により子どもの所在を確認**すること（ルール化を徹底すること）。
- ② 送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車に**ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を装備**し、スイッチをONにして、降車時の①の所在確認をすること。

〔施行：令和5年4月1日〕

〔経過措置：装置の装備が困難な場合の令和6年3月31日までの間〕

⇒子どもの所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずること

⇒令和6年4月1日以降は装置の装備が必須

## 留意事項（①～②）

### ① 所在確認

送迎時の運行だけでなく、施設外活動など子どもの移動のために自動車を運行するすべての場合が対象です。

### ② 安全装置の義務付けの対象

座席が **3列またはそれ以上ある自動車は全て対象です。**

座席が2列以下の自動車は対象外です。

（座席には車椅子を使用する子どもが車椅子に乗ったまま乗車するスペースを含む）

## 留意事項（③～④）

### ③ 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められます。

ガイドラインに適合する装置については、内閣府が国土交通省と連携して一覧リストを作成・公表する予定です。

### ④ 実効性の確保

義務付けに違反した場合は児童福祉法第45条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得ます。そのうえで改善が見られない場合は、同法第46条等の規定による事業停止命令及び同法第61条の4等の罰則の対象になり得ます。

## 留意事項（⑤～⑥）

### ⑤ 施行期日

施行期日は令和5年4月1日ですが、法令上の規定の有無にかかわらず、置き去りが生じることのないよう所在確認を徹底してください。

### ⑥ 経過措置

安全装置の導入が困難な場合も考えられます（例えば装置の供給が追いつかないなど）。そのため令和6年3月31日までの間は前述の経過措置が認められます。可能な限り令和5年6月末までに導入するよう努めてください。

安全装置が装備されるまでの間は、例えば、運転席に確認チェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、子どもが降車した後の車内確認漏れが生じないための措置を講じてください。

## 補足

- リースや外部委託による自動車も対象になります。
- 送迎が時期限定（雨天のみ、夏季休暇のみなど）で実施される場合や、迎えのみ、送りのみなどの場合も対象です。

## 例外（非常に限定的）

- 車検の際に使用する代車については、期間が通常は1日程度の非常に短期間であることを踏まえ、義務付けの対象外として認められます。
- 子どもが車椅子に乗ったまま自動車のバックドアから乗降する福祉車両は、2列目・3列目いずれも車椅子用で死角がなければ、対象外として認められます。

## その他

義務付けされるブザーなどの装置については、一定の条件をみたす場合について、国からの給付金を受け取ることができる見込みです。

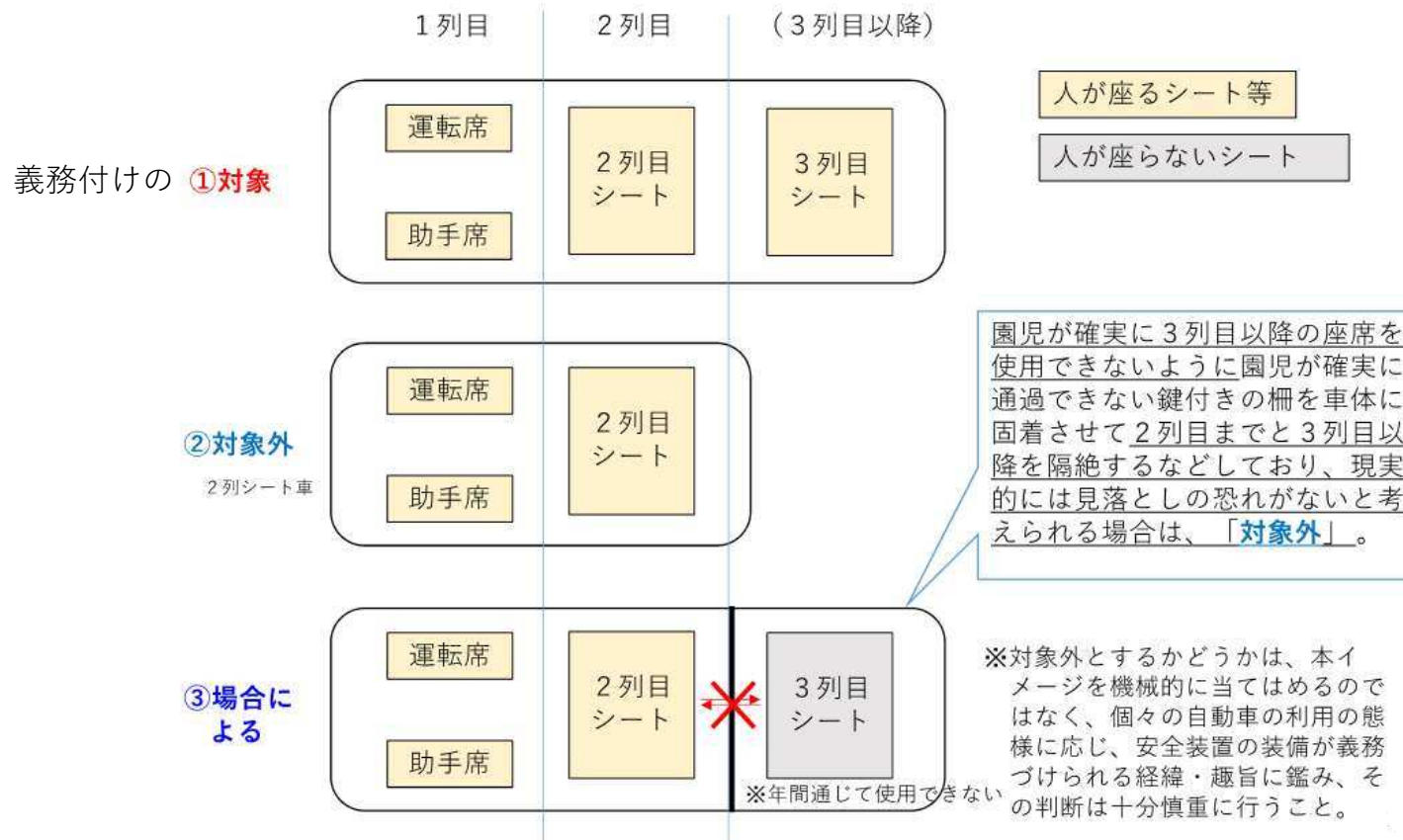
具体的な条件の内容や申請方法などが明らかになりましたら別途ご連絡いたします。

## 注意点

新たに義務付けされた2点のうち、1点目の『**乗降の際に点呼等の方法により子どもの所在を確認**すること（ルール化を徹底すること）』については、経過措置はありません。今年（令和5年）4月1日から改正基準省令として施行されます。

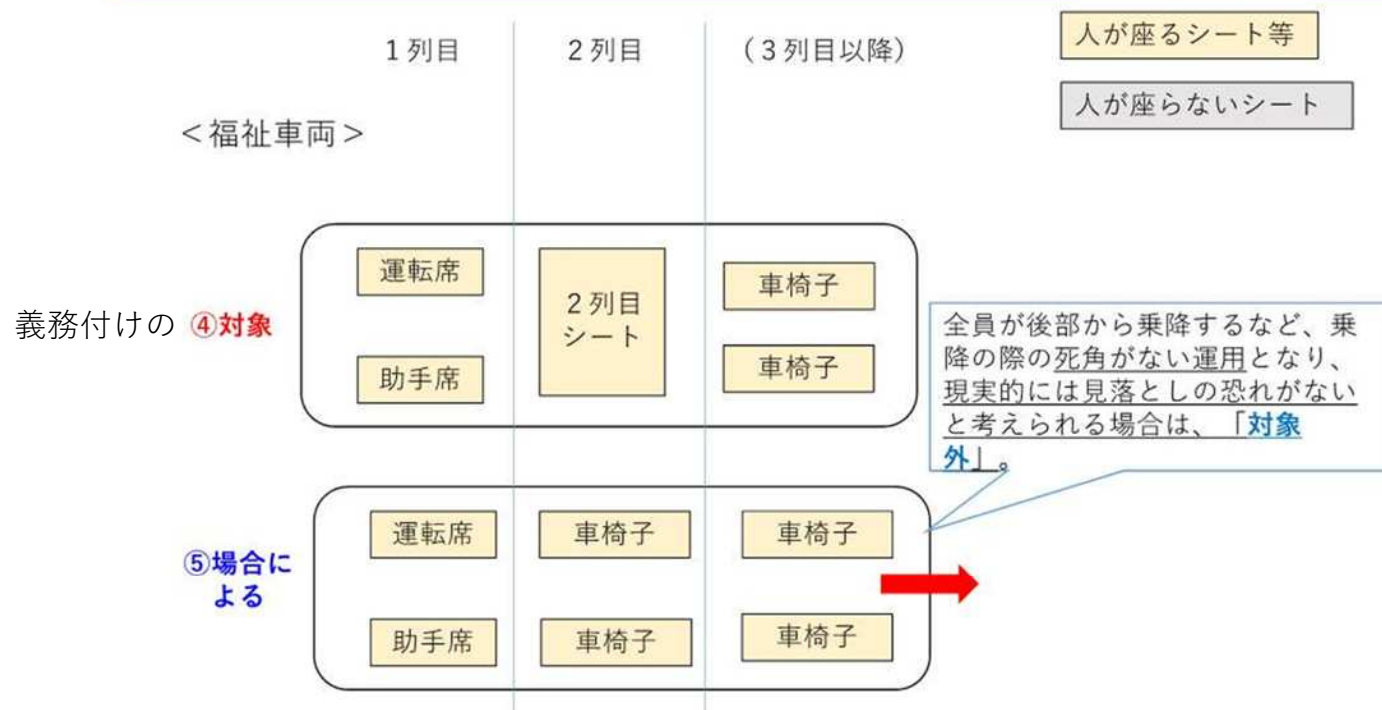
基準省令改正の趣旨に照らして、施行期日（令和5年4月1日）を待つことなく、早期に取り組むようにしてください。

## 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①





## 安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②




※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

# ハウデイノトリセツの紹介


## 参考例～虐待防止委員会①

### 虐待防止委員会の主な役割

#### ① 虐待防止のための計画づくり



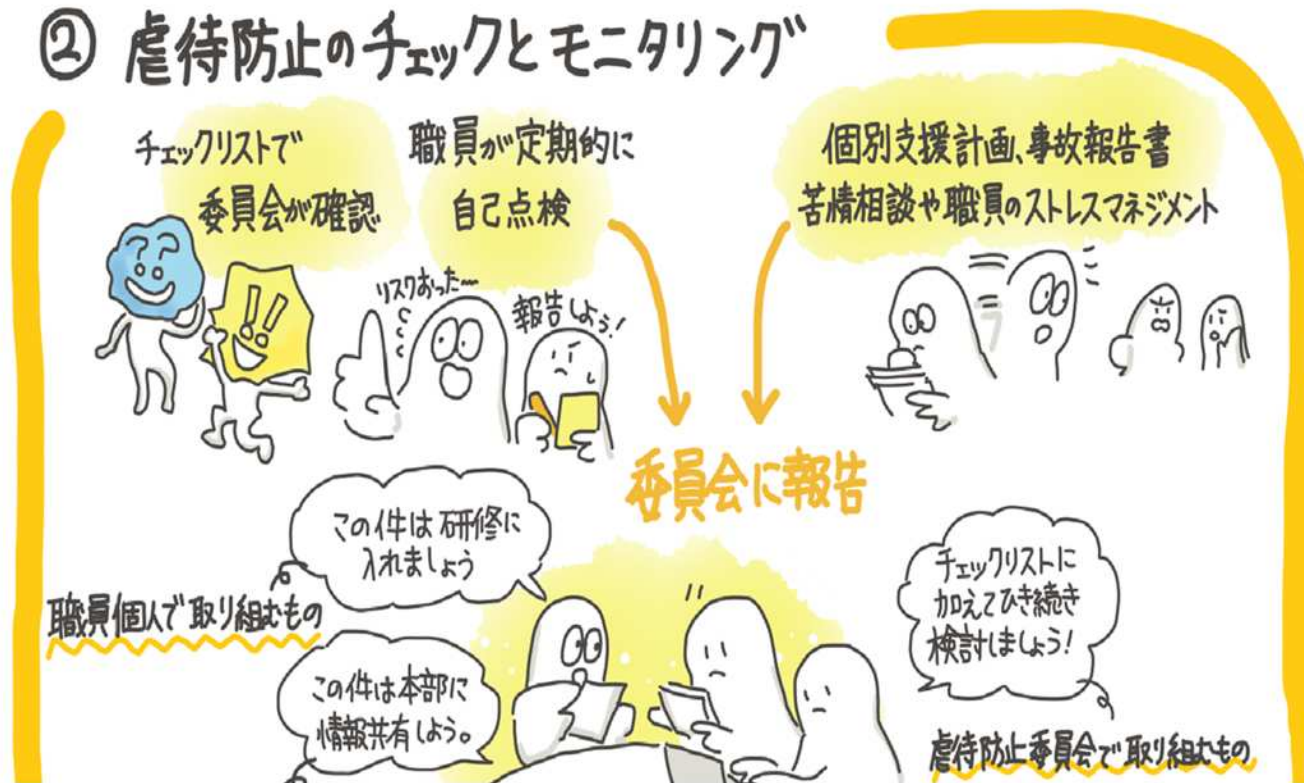
- 虐待防止計画、虐待防止研修計画
- 職場環境の改善
- ストレス要因が高い労働環境の改善
- マニュアルやチェックリストの作成・実施
- ツール作成・掲示等の実施計画づくり



- 基準省令の要旨について、なるべくイメージ的に把握・理解することができるよう工夫しています。研修用資料などにぜひご活用ください。

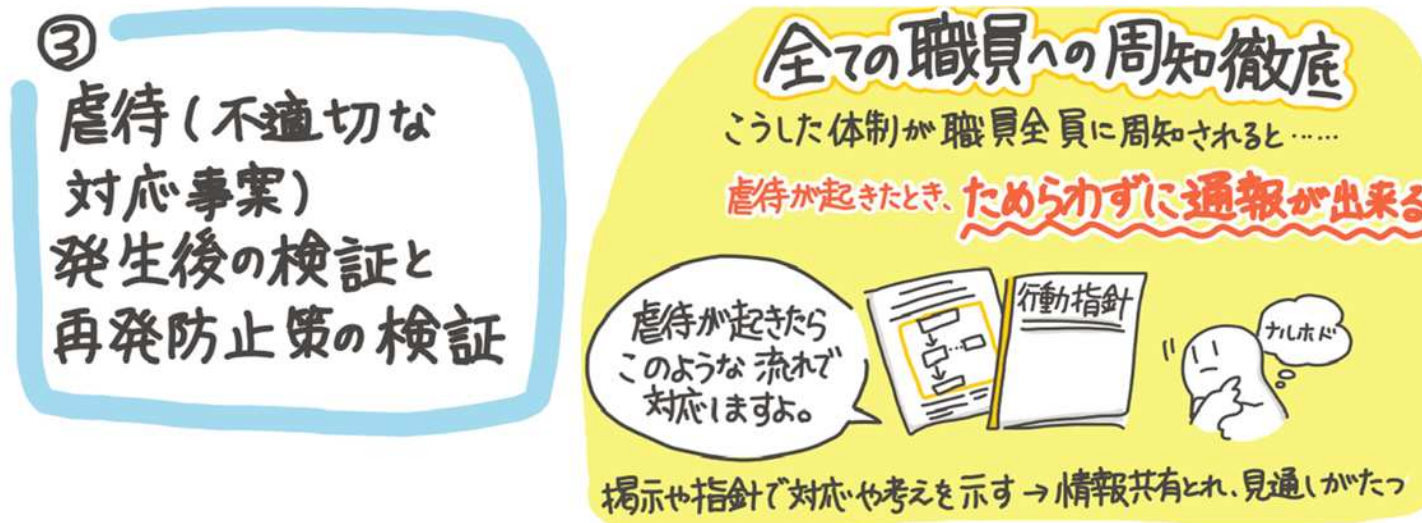
# ハウデイノトリセツの紹介

## 参考例～虐待防止委員会②



# ハウデイノトリセツの紹介

## 参考例～虐待防止委員会③



URL :

- <https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/shougaijshienn.html>
- カタカナで「ハウデイ トリセツ」で検索すればすぐみつかります！！